



第6次小平町総合計画 後期基本計画

2023~2027

～ つむぎ・つなぎ・つたえる 連携のまちづくり ～

小平町

はじめに

小平町は、今日まで先人の英知と町民皆さまのたゆみないご努力により、これまでの総合計画に沿った中で、産業を振興し、生活基盤を整え町民福祉の向上を図りながら、発展の歴史をつむいできましたが、この間、我が国を取り巻く社会経済情勢は、本格的な人口減少時代の到来や、超高齢社会がより一層進展し、その結果として地域経済の縮小や労働力人口の減少、担い手不足による地域活力や地域機能の低下などを筆頭に、様々な影響が懸念される状況にあります。

また現在、世界は新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機に直面し、このコロナ禍で社会は大きな影響を受け、人々の生活は大きく変化しました。社会が大きく変容しようとするこの時に、奇しくも「後期基本計画」の策定の時期を迎えることとなりました。

後期基本計画は、令和5年度から令和9年度を計画期間としており、前期基本計画期間に実行した政策やその目標達成度を評価・検証し、今後の方向性を反映させたものです。さらに、この度の計画には新型コロナウイルス感染症によって生じた社会の変化も念頭に置きつつ、引続き「第6次総合計画」に掲げる5つの基本目標と、まちづくりの実現に向けた基本施策により「人口ビジョン・総合戦略」と連動し、一体的に推進することにより、「人がつながり 未来ひろがる 共創のまち」の実現を目指し、次代の状況に応じた持続可能なまちづくりの推進に全力で取り組んでいきます。

さらには、計画全体に共通する取組として、地球温暖化をはじめとする環境問題や激甚化する自然災害、国際連合が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の推進、デジタル社会に向けた取組(Society5.0の実現)を推進していきます。

まちの将来像実現には、これまで築き上げてきたこの小平町を未来へ引き継いでいく責任があることをしっかりと認識するとともに、幅広い分野での町民皆さまのまちづくりへの積極的な参画・協働が不可欠であることから、今後とも皆さまのご理解とご協力、また支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

小平町長 関 次 雄

第6次小平町総合計画 後期基本計画 目次

第1編 序論	1
第1章 総合計画の策定	
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の性格と役割	2
(3) 計画の期間と構成及び振興管理	2
(4) SDGs（エス・ディ・ジーズ）の推進	4
(5) Society（ソサエティ）5.0の実現	5
第2編 後期基本計画	6
第1章 働きながら住み続けられるまち	
第1節 農林業の振興	7
第2節 水産業の振興	10
第3節 商工業の振興	11
第4節 観光の振興	12
第5節 雇用・就労対策の推進	13
第2章 子どもを産み育てたいと思えるまち	
第1節 子育て支援の推進	14
第2節 就学前教育の推進	16
第3節 学校教育の充実	17
第4節 社会教育の推進	19
第5節 生涯スポーツの推進	20
第6節 芸術文化の振興	21
第7節 人材教育の強化	23
第3章 健康で安心して住み続けられるまち	
第1節 健康づくりの推進	24
第2節 地域医療体制の確保	25
第3節 地域福祉の推進	26
第4節 高齢者福祉の推進	27
第5節 障がい者福祉の推進	28
第6節 社会保障制度の充実	30

第4章 安全で快適に住み続けられるまち

第1節	生活インフラ整備の促進	32
第2節	住環境整備の促進	34
第3節	環境衛生対策の推進	45
第4節	消防・防災体制の強化	37
第5節	防犯体制・交通安全対策の強化	39
第6節	地域公共交通の維持・確保	41
第7節	計画的な土地利用の推進	42
第8節	移住・定住対策の促進	43

第5章 まちの魅力を高める共創のまち

第1節	協働のまちづくりの推進	44
第2節	地域コミュニティ活動の推進	45
第3節	男女共同参画の促進	46
第4節	安定的な行財政運営の確立	47

【町民憲章】		48
--------	--	----

第1編 序論

【第1章】総合計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

小平町総合計画策定の経過は、1956(昭和31)年に町の前身である小平村が「新村建設計画」を制定、以来、平成19年度策定の「小平町新総合計画」まで6回にわたるまちづくりの指針となる計画を定め、「海と太陽と緑の恵まれた自然環境の下、健康で心豊かな福祉のまち」を目指してきました。これまで、町の基幹産業である農林漁業を中心とした一次産業の振興発展に軸足を据えながらも、保健・医療・福祉の連携による地域包括支援の取り組みや、安心安全で快適な道路網の整備促進、また住民生活を下支えする生活基盤や環境の整備、更には、次代を担う子ども達の豊かな創造性を育む教育の推進に努め、それぞれの分野において、着実な進展が図れてきました。

しかし、この間の社会経済情勢は、百年に一度とも言われた金融・経済危機に伴う地方経済の悪化や雇用機会の低迷、更には人口減少時代の到来などを筆頭に、不安定な状況に直面するとともに、地方分権改革の高まりや三位一体改革の推進と相まって、地方公共団体は中長期的な視点に立った計画的かつ安定的な行財政運営が求められています。

このような時代背景を踏まえ、本計画は、先の「小平町新総合計画」を継承するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し策定した「小平町人口ビジョン・総合戦略」と連動し、一体的に推進する中で、迫り来る人口減少問題や直面する社会経済構造の変化にも的確かつ柔軟に対応し、町民と行政が連携し、人をつくり、仕事をつくり、まちをつくり、次代へつないでいく持続可能なまちづくりの指針として「第6次小平町総合計画」を策定するものです。

(2) 計画の性格と役割

総合計画は、まちづくりを進める上で、最上位に位置付けられる計画であり、将来にわたって持続可能な小平町の進むべき道を示す、言わば羅針盤となるものです。

したがって、行政の運営のみならず、まちづくりの主役である町民との連携・協働を進めるための指針となるものです。

(3) 計画の期間と構成及び進行管理

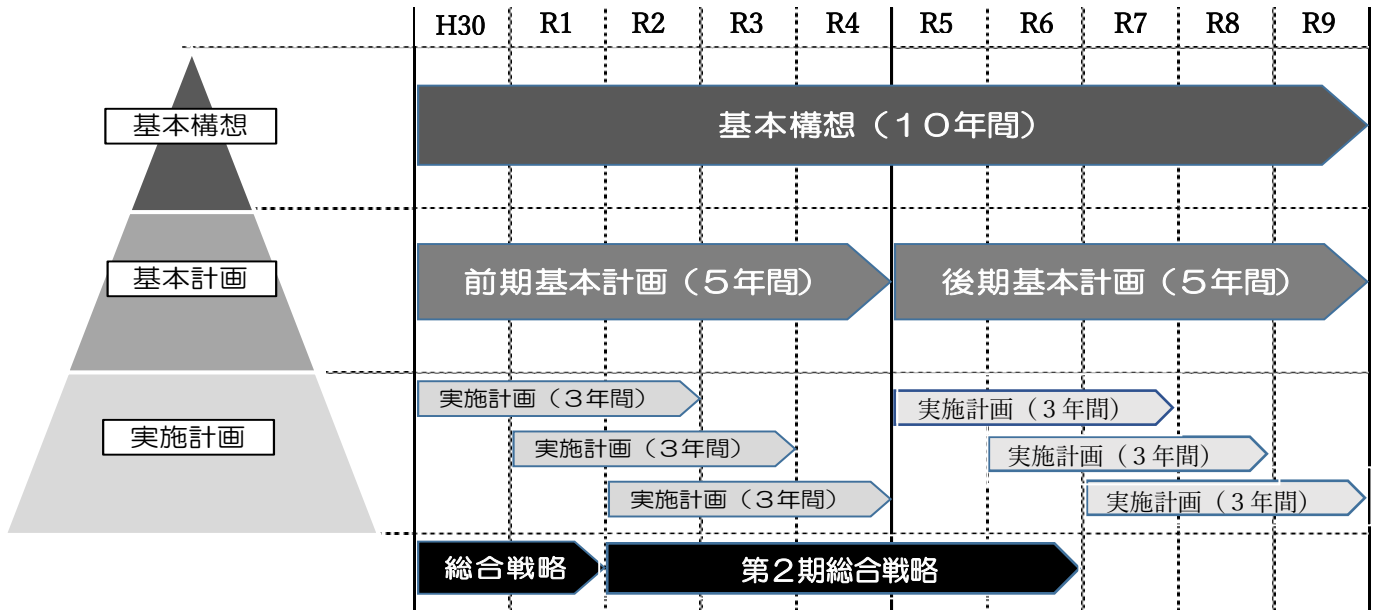
1. 計画の名称と期間

本計画の名称は、「第6次小平町総合計画」とし、2018(平成30)年度から2027(令和9)年度までの10年間とします。

2. 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

なお、それぞれの計画に応じた目標年次及び期間は、次のとおりとします。



基本構想	基本構想は、長期的な視点に立ち、まちづくりの基本理念と将来像を明確にするとともに、基本計画の実現に向けた施策の大綱を示すもので、初年度を 2018(平成30)年度とし、2027(令和9)年度を目標年次とする10年間にわたる計画です。
基本計画	基本計画は、基本構想に掲げたまちの将来像を実現するため、施策の大綱を具体化し、掲げた目標を達成するために必要な施策を総合的に示すもので、初年度を 2018(平成30)年度とし、2022(令和4)年度までの5か年を目標年次とする計画を「前期基本計画」、また、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの「後期基本計画」は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、前期基本計画の推進状況や、めまぐるしく変化する社会経済情勢の動向などを踏まえながら、総合的な知見から策定することとします。
実施計画	基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な計画であり、次代へつなぐまちづくりに必要な主要事業の具体的な内容を示す計画です。 実施計画は、予算編成を行う上での指針となるもので、計画期間を3か年とし、事業の進捗状況等を踏まえながら、毎年度、検証と見直しを行います。
総合戦略	総合戦略は、人口減少が及ぼす直接的・間接的な影響について、これまでにない危機感と問題意識を町民と共有しながら、「小平町人口ビジョン・総合戦略」に掲げた戦略的な施策を総合的に推進するために策定されたものであり、第2期総合戦略の初年度を2020(令和2)年度とし、2024(令和6)年度を目標年次とする5年間にわたる計画です。

(4) SDGs (エス・ディ・ジーズ) の推進

SDGsは、平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (行動計画)」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略です。

持続可能な世界を創出するために、2030 年までに全ての国や地域で取り組むべき 17 の目標とそれを達成するための 169 の具体的な取組内容、取組の成果を図るための 232 の指標で構成されています。

政府は、SDGs の達成に向け、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組の推進が不可欠であると、各地方自治体に対し、各種計画等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しており、小平町においても、SDGs に掲げられている 17 の目標について、総合計画の中で施策と関連付け、取組を進めます。

SDGs 17 の目標



- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 目標 1 貧困をなくそう | 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう |
| 目標 2 飢餓をゼロに | 目標 10 人や国の不平等をなくそう |
| 目標 3 すべての人に健康と福祉を | 目標 11 住み続けられるまちづくりを |
| 目標 4 質の高い教育をみんなに | 目標 12 つくる責任 つかう責任 |
| 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう | 目標 13 気候変動に具体的な対策を |
| 目標 6 安全な水とトイレを世界中に | 目標 14 海の豊かさを守ろう |
| 目標 7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに | 目標 15 陸の豊かさを守ろう |
| 目標 8 働きがいも経済成長も | 目標 16 平和と公正をすべての人に |
| | 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう |

(5) Society (ソサエティ) 5.0の実現

Society5.0とは、情報社会(Society4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会を目指すものです。日本が目指すべき未来社会の姿として「第5期科学技術基本計画」に提唱され、IoT(モノのインターネット)、ロボット、AI(人工知能)等の先端技術をあらゆる産業や社会に取り入れ、地域課題の解決への取組が求められています。

小平町においても、人口減少・少子高齢化など、深刻化する社会問題や、めまぐるしい変化に向き合い、未来に向けた新たな一歩を踏み出す転換期にきています。

そのため、町が抱える様々な課題を効率的に解決し、生活の質も向上させることが出来るICT(情報通信技術)やAIなどのデジタル技術等を最大限活用するとともに、人と人とのつながりや、伝統文化との触れ合いなど、各分野が持つアナログの良さを活かしていくことで、人の感覚を大切にす町ならではのデジタルとアナログの融合による新しい社会の構築を目指します。



第2編 後期基本計画

【第1章】働きながら住み続けられるまち

| 第1節 | 農林業の振興

■ 現状と課題 ■

- 小平町の農業は、中山間地特有の地形を活かした稲作を中心に、麦や大豆のほか高収益野菜や花きなど、時代のニーズに合わせ、安全で良質な作物の栽培に取り組み発展してきました。
- 農産物価格の低迷など農業をめぐる環境は厳しさを増しており、加えて担い手の高齢化、後継者不足などにより農業就業者数は減少が続いております。
- 労働力の確保並びに軽減を図る必要があることから、大型機械の導入等に対応した圃場整備のほか、田畑輪かん可能な汎用水田化を始め、用排水施設等の計画的な改修を進める必要があります。
- 米の需要減、農産物自由化により激化する競争に耐え得る産地を目指すため、省力化技術の導入による労働力の軽減のほか、みどりの食料システム戦略に基づき、環境に配慮しながらも持続可能な農業の推進を図る必要があります。
- 小平町の畜産は、畜産農家の一貫した取り組みと粘り強い努力によって、全国でも高い評価を受けていることから、今後も繁殖素牛の計画的な更新を促進するとともに、優良牛の血統維持を図り、より一層、内外に誇れる「おびら和牛」のブランド化を進める必要があります。
- 林業の生産基盤である林道網は森林整備の効率的施業実施の観点からも整備を促進する必要があります。
- 森林環境譲与税を活用した民有林整備の促進のほか、国産木材等の積極的な活用により持続可能な森林経営の発展に努める必要があります。
- 森林の持つ水源かん養機能、治山・治水機能などの公益的機能に対する重要性への理解を深め、計画的な森林施業を進めるとともに、継続的な森林の保護・育成を図る必要があります。
- 鳥獣被害の防止について、エゾシカやアライグマ等の被害が減少しない傾向にあるため、積極的な駆除を始めとし、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりによる被害の軽減を図る必要がある。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 産地化の促進

- ▶ 小平町の強みである安心安全で良質な農産物の産地化に向けた取り組みを促進します。
 - ① 高品質米の生産促進と輪作体系の確立
 - ② 省力化・低コスト化技術の導入・促進
 - ③ 需要に応じた品種の作付けと推進
 - ④ 鳥獣被害防止対策の推進（鳥獣被害防止施設整備事業等）

2 持続可能な経営体の育成強化

▶ 労働力の確保と軽減を図り、持続可能な力強い農業を実現するため、農業生産基盤の再整備を促進するとともに、意欲的な担い手への農地集積・集約を進めます。

- ① 共同作業化・組織化等の推進
- ② 担い手の効率的な農地集約化の推進

3 農地の多面的機能の充実

▶ 農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払制度等による適正な農業生産活動を通じた地域の共同活動や農村生活環境の改善を図ります。

- ① ほ場（大区画化）・用排水施設・暗渠排水等の農業生産基盤の再整備促進
- ② 集落の共同取組の推進によるコミュニティの維持・強化

4 耕畜連携による循環体制の確立

▶ まちの基幹産業である農業を将来にわたって、守り引き継いでいくため、耕畜連携による循環体制の確立を図ります。

- ① 繁殖素牛の計画的更新による優良牛の確保
- ② 繁殖・肥育を両立した「おびら和牛」のブランド化
- ③ 堆肥製造センターで製造した堆肥を活用した循環体制の確立
- ④ 和牛繁殖センターを活用した飼養管理労力の軽減と耕畜連携の促進

5 特産作物栽培及び販売の推進

▶ 特産作物の栽培及び産地化を促進し、ブランド化の確立を図るとともに、販売強化を進めます。

- ① 特産作物の生産面積の維持、高品質化
- ② 環境負荷軽減に取り組む作物生産など特徴ある生産販売の確立
- ③ 観光交流センターを拠点とした特産品の直販強化
- ④ 市場ニーズに応えた品種の選定と栽培

6 担い手の育成と確保

▶ 基幹産業の持続性を維持するため、町や農協などが連携し、担い手の育成・確保を進めます。

- ① 認定農業者の育成
- ② 新規就農者への支援
- ③ 担い手農家への利用集積・集約化による利用促進
- ④ 女性農業者の担い手としての育成

7 営農集団の再構築

▶ 地域の効率的な営農を推進するため、営農集団形態の見直しを進めます。

- ① 農業者数の減少による営農集団形態の見直し

8 適切な森林整備の推進

▶ 森林の公益的機能の発揮を図るため、計画的かつ効率的な森林施業を実施するとともに、林道及び作業路の整備拡充を進めます。

- ① 森林の施業共同化の推進
- ② 森林施業の集約化に向けた不在村森林所有者(*)への啓発強化
- ③ 民有林を含めた計画的な森林施業の確保
- ④ 森林施業の省力化・低コスト化技術の導入・推進
- ⑤ 人工造林、間伐等保育管理の促進
- ⑥ 林道および基幹作業路の整備促進
- ⑦ 町有林整備事業
- ⑧ 林道生産基盤整備道菊岡沖内線林道開設事業

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
農地集積率の維持・拡大	83.4% (令和3年)	80.0%以上
町内飼育頭数の維持・増頭	596頭 (令和3年度)	600頭以上
農業生産基盤整備の整備率拡大	55% (令和3年度)	57%以上

* 不在村森林所有者：所有している森林がある市町村内に居住していない森林所有者のことをいう。

第2節 | 水産業の振興

■ 現状と課題 ■

- 小平町の漁業は、ニシン漁の衰退後、タコ・サケ・カレイ・ウニ・ナマコ等を主体とする沿岸漁業とホタテの海面養殖漁業を主体に発展してきました。
- 漁業就労者の高齢化と労働力不足といった課題は、漁業環境に大きな影響を与えています。
- 近年、地球環境の変化に伴う海水温の上昇により、漁業資源の変動や減少が見られます。
- 消費者ニーズの変化による魚食離れが進行するとともに、魚価単価の低迷も続いています。
- トド等、海獣による漁業被害が一層深刻な状況となっています。
- 燃油や漁業資材の高騰は、漁業経営に深刻な影響を与えています。
- 近代化資金制度の活用により、漁家経営の安定化を推進するとともに、販路拡大などの取り組みを強化する必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 生産基盤の整備促進

- ▶ 安定的な水揚げを確保するための生産基盤の整備促進を図ります。
 - ① 漁港関連施設等の整備促進（漁港内トイレ整備事業等）
 - ② 漁場、藻場の造成等
 - ③ 水産物供給基盤機能保全事業
 - ④ 漁港施設機能強化事業
 - ⑤ 水産業振興構造改善事業

2 増養殖と資源管理の推進

- ▶ 水産資源の安定的な確保と供給を図るため、増養殖と資源管理を推進します。
 - ① 養殖施設の整備
 - ② 資源保護と育成対策の促進
 - ③ 水産物の高付加価値化（鮮魚類、未利用資源のブランド化）
 - ④ トド被害防止対策

3 漁業者の確保と育成

- ▶ 基幹産業の持続性を維持するため、町や漁組などが連携し、担い手の確保・育成を進めます。
 - ① 漁業後継者等の確保、育成・支援

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
漁組組合員の減少抑制	49戸 (令和3年度)	44戸

第3節 | 商工業の振興

■ 現状と課題 ■

- 高齢化・過疎化の進展、個人消費の低迷や町外への消費流失が依然として続いています。
- 町内の商店は、経営者の高齢化、後継者不足といった問題などにより、年々減少傾向にあります。
- 地域住民の日常生活を支援し、地域経済の活性化を図るため、商工会活動への支援を一層強化する必要があります。
- 各種制度資金の活用を支援するとともに、経営体質の強化を図る取り組みを進める必要があります。
- 地元農水産物を活用した商品開発を行い、販路拡大や魅力ある店づくりなどを進めるとともに、交流等のニーズに応える環境整備を図っていく必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 既存企業等の体質強化

- ▶ 町内企業等の体質強化を推進するため、各種制度を通じた支援を行います。
 - ① 商工会活動に対する支援
 - ② 各種支援制度の適正な周知と活用促進
 - ③ 各種制度資金の活用による経営の体質強化と負担軽減支援策の実施
 - ④ 地元消費拡大への支援
 - ⑤ 中小企業振興資金利子補給事業

2 特産品の開発支援とブランド化

- ▶ 特産品としての魅力を高め、地域ブランド化を推進するための取り組みを展開します。
 - ① 農水産物を活かした商品開発への支援
 - ② 食・観光資源活性化事業

3 起業化支援対策の強化

- ▶ 起業化の促進は、地域経済の活性化及び発展に寄与することから、制度の創設に取り組みます。
 - ① 新たな起業家に対する支援の推進

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
新規起業家数	0件 (令和3年度)	2件

第4節 | 観光の振興

■ 現状と課題 ■

- 小平町は、従来から夏季通過型の観光客を意識して、望洋台キャンプ場・臼谷海水浴場・おにしかつインビーチ等の施設を整備し、食・観光・情報発信等を組み合わせた観光戦略を行ってきました。
- 「高規格幹線道路 深川・留萌自動車道」の全線開通により、当町のさらなる観光資源を発掘し、国内外のお客様を地域全体でお迎えする体制を整える必要があります。
- 道の駅「おびら鯨番屋」及び「ゆったりかん」を中心に、地域資源を活用したイベント等のさらなる充実強化を図る必要があります。
- 小平町の魅力と知名度の向上や誘客の促進を図るため、旅行会社等への積極的な情報発信を展開していく必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 観光施設の活用強化

- ▶ にぎわいの創出空間である観光交流拠点の機能向上を図り、施設の活用強化を推進します。
 - ① 道の駅「おびら鯨番屋」及び「ゆったりかん」からの魅力ある情報発信
 - ② 地元食材を活用した「食」のPR
 - ③ 地元特産品を活用した「町の知名度アップ」PR
 - ④ 「ゆったりかん」改修事業

2 観光コンテンツの充実

- ▶ 小平町を訪れる観光客の満足度を高めるため、ニーズに応じた観光コンテンツの充実を図ります。
 - ① 既存施設等を活用した体験プログラムの商品化

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
国内観光客入込数	113,600人 (令和3年度)	180,000人

第5節 | 雇用・就労対策の推進

■ 現状と課題 ■

- 町内における雇用の現状は、小規模事業所がほとんどであり、町民の要望には十分応えられていない状況にあります。
- 若者やU・I・Jターン者の定住に向けた雇用の場を確保することが求められています。
- 安定的な雇用の創出を図るため、既存産業の振興策を積極的に推進する必要があります。
- 地域人材開発センターなどの関係機関と連携し、職業能力の開発を促進するとともに、勤労者が安心して就労できる環境づくりに努めていく必要があります。
- 町内での起業・創業を支援し、将来的な地域雇用や地域活性化につなげる取り組みを進める必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 雇用の創出と人材の確保

- ▶ 多様な働き手の就業支援と就業環境の整備、改善を図ります。
 - ① 地元企業の育成支援
 - ② 新規起業・創業の支援
 - ③ 地域人材開発センターと連携した職業能力の開発
 - ④ 技能講習会等の支援
 - ⑤ ハローワーク等と連携した情報の提供
 - ⑥ 企業の勤務体制の改善と福利厚生充実

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
新規創業・起業に伴う雇用者数	0人 (令和3年度)	5人

【第2章】子どもを産み育てたいと思えるまち

第1節 | 子育て支援の推進

■ 現状と課題 ■

- 家族構成の変化や共働き世帯の増加などにより、子どもや子育て世帯をめぐる環境は大きく変化しています。
- 子ども・子育て世帯が経済的、精神的に安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療面の支援体制の充実を図る必要があります。
- 小平町では、多様化する子育てニーズに対応するため、第1期の子ども・子育て支援事業計画に引き続き、令和2年度から第2期計画により、子どもの健やかな育ちの支援に取り組んでいます。
- 近年増加する児童虐待の発生を未然に防ぐため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関と連携して、児童虐待リスクのある家庭等の把握や適切な対応に努めています。
- ひとり親家庭や経済的に困難な状況にある世帯の子どもに対する適切な支援が求められています。
- 妊娠・出産期から子育てにわたる不安や悩みを解消するため、各種母子保健事業を通じ、きめ細やかで切れ目ない支援に取り組んでいます。
- 町内各所にある公園遊具について、安全点検の実施や、遊具の改修・更新事業を進めていく必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 子ども・子育て支援事業の推進

▶ 安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て支援事業及び各種児童福祉施策の推進を図ります。

- ① 多様なニーズに対応した子育て支援の充実
- ② 乳幼児医療費無償化の実施
- ③ 子育て世帯ごみ廃棄支援事業の実施
- ④ 子どもに対する虐待防止対策の充実
- ⑤ 子どもの貧困対策の推進
- ⑥ 遊具の安全点検・改修や更新事業の実施

2 母子保健事業の推進

▶ 母と子どもの健康確保及び増進を図るため、ライフステージに応じた各種支援を行います。

- ① 不妊治療費等助成事業の実施
- ② 妊婦健康診査等の費用助成
- ③ 妊娠期・乳児期・幼児期における伴走型支援体制の充実

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
3・4か月児健診受診率	100% (令和3年度)	100%
1歳6か月児健診受診率	100% (令和3年度)	100%
3歳児健診受診率	100% (令和3年度)	100%

第2節 | 就学前教育の推進

■ 現状と課題 ■

- 小平町では、3歳未満児の保育を対象とした認可外保育施設を運営しているほか、民間の認可外保育施設、町外の保育施設を活用しながら、就学前幼児保育の推進に努めています。
- 町内2箇所に幼稚園を配し、集団での生活や遊びを通じて、幼児一人ひとりの個性を伸ばし、社会性や自立性を育てる教育・保育活動に取り組んでいます。
- 核家族化や共稼ぎ世帯の増加、女性の社会進出が進む中、遊びを通じて学ぶといった子どもの活動機会を促進し、子育て世帯の時間的・精神的負担の軽減を図る取り組みが必要となっています。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 多様な保育サービスの充実

- ▶ 子育てニーズに対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

- ① 主体性を育む幼児保育及び幼児教育の実践
- ② 広域保育の実施
- ③ 幼稚園における預かり保育の実施
- ④ 幼児教育・保育の無償化による給食費（うち副食費）免除の実施

2 保育施設環境の充実

- ▶ 安心・安全な施設環境を整えるため、保育施設の計画的な更新を進めます。

- ① 老朽化した幼稚園施設の適切な維持管理と改修

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
小平幼児センターの待機児童数	0人 (令和4年度)	0人
おにしかこども園の待機児童数	0人 (令和4年度)	0人

第3節 | 学校教育の充実

■ 現状と課題 ■

- 小平町では、地域の特色ある教育や多様な体験学習などを通じて、心の豊かさと自ら学ぶ力を育てる学校教育の推進に努めています。
- 子どもたちを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、教育が担うべき役割や範囲も多様化、高度化しています。
- 子どもたち一人ひとりが持つ個性を大切にしながら、楽しく学び合うことができる、潤いと魅力ある教育環境づくりが求められています。
- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来、また、新型コロナウイルス感染症の拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育成していくことが重要となっています。
- 令和5年度からの小平町教育振興基本計画（後期）に基づき、地域における教育の実情と課題を踏まえ、家庭・地域・学校・幼稚園が相互に連携を図り、学力・体力の向上に取り組む必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 小平の未来を拓く人材の育成

- ▶ まちの未来を託す人材を育成するため、児童生徒一人ひとりの能力に応じたきめ細やかな教育を推進します。
 - ① 確かな学力を育む取り組みの充実
 - ② ICT(*1)教育の推進
 - ③ 外国語活動の充実
 - ④ 児童生徒個々に応じた学びの支援（特別支援教育等）
 - ⑤ キャリア教育の充実
 - ⑥ 特色ある幼稚園運営の推進

2 豊かな心と健やかな体の育成

- ▶ 心の豊かさと生き抜く力を醸成するため、道徳教育や人権教育の充実を図ります。
 - ① 道徳教育の充実
 - ② 読書活動の充実
 - ③ 食育の推進
 - ④ 体力・運動能力の向上
 - ⑤ いじめや非行の未然防止対策の推進

*1 ICT：ICTとは、「Information & Communications Technology」の略称で、情報通信技術のことを指す。ICT教育とは、教育現場においてパソコン、タブレット端末、電子黒板などの情報通信技術を活用した教育のことである。

3 魅力ある学校づくりの推進

▶ 安心・安全な施設環境を整えるため、老朽施設や設備等の計画的な更新を行うほか、情報化社会に対応した人材育成を図るため、ICT教育を推進します。

- ① 小・中学校施設の維持・改修
- ② スクールバスの更新
- ③ ICT環境の充実
- ④ 校務支援システム導入による事務作業の軽減
- ⑤ 学校給食の適切な提供
- ⑥ 教員住環境の充実

4 地域全体で学びを支える体制づくり

▶ 地域・学校・行政が連携、協働しながら、子どもたちの成長と学びを支える体制の強化を図ります。

- ① コミュニティスクールの推進
- ② 地域学校協働本部の推進
- ③ 幼小中連携教育の推進

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
給食地元食材活用事業	使用率75% (令和3年度)	使用率80%
学力向上の推進	小学校：全国平均を上回る 中学校：全国平均を下回る (令和4年度)	小中学校ともに全国平均を上回る
体力向上の推進	小学校：概ね全国平均を下回る 中学校： // (令和3年度)	小中学校ともに全国平均を上回る

第4節 | 社会教育の推進

■ 現状と課題 ■

- 人・モノ・カネ・情報の移動範囲が世界的となり、政治、経済等、様々な分野での境界線がなくなるグローバル化が進んでいる現在、教育に関する課題も複雑化、多様化しています。
- 少子高齢化、核家族化により家庭における教育力、世代をこえた教育力が低下している状況が見受けられます。
- 急激に進む過疎化により、地域社会の結びつきが弱まるなど、地域における教育力の低下等が懸念されます。
- 数次にわたり樹立している小平町社会教育中期計画などの着実な実施により、個々人が社会の中で自立し、他者と連携しながら、生きる力を身に付け、地域の課題解決を担う力を身に付けていくための事業展開を図る必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 家庭及び地域の教育力強化の推進

- ▶ 幼少期から豊かな心を育むために、自己肯定感の醸成、他者への思いやり、豊富なコミュニケーションを育むための事業を展開します。
 - ① 世代をこえた町民同士の学習機会の充実化
 - ② 子育て世代と地域住民が一体となった学習機会の拡充
 - ③ 児童・生徒の地域社会への参画体験事業の拡充
 - ④ 子育て相談の担い手の発掘
 - ⑤ 豊かな地域人材の育成と発掘

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
放課後子ども教室参加者数	通年延116名 (令和3年度)	通年延150名
家庭教育支援関係事業参加率	対象児の73% (令和3年度)	対象児の80%
学習の場の開設運営支援数	0件 (令和3年度)	1件

第5節 | 生涯スポーツの推進

■ 現状と課題 ■

- 小平町では、海洋センターをはじめ、パークゴルフ場やスキー場などが整備されており、少年団や各種スポーツ団体などを中心に、活発なスポーツ活動が行われています。
- スポーツは、健康増進や体力向上に不可欠ですが、定期的な運動機会の減少により、大人をはじめ、子どもたちの体力低下などが懸念されています。
- 少子高齢化の進展に伴い、児童生徒から現役世代までのスポーツ人口が減少しており、幼少期や学童期からスポーツの楽しさを学ぶ事が重要となっています。
- 幼稚園・学校・スポーツ推進委員が連携したスポーツ教室の開催や指導者の確保など、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが必要です。
- 高齢者の健康維持のため、ウォーキングを始めとする軽スポーツの振興を図るなど、健康寿命の延伸に向けた取り組みも必要となっています。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 スポーツの振興と活動団体の育成

- ▶ スポーツ活動をより一層推進するため、活動団体の育成、支援を行います。

- ① 活動団体への支援
- ② 活動団体の連携促進
- ③ 各種スポーツ指導者の育成・確保

2 生涯スポーツの推進

- ▶ 町民のだれもが楽しみながら健康づくりや仲間づくりができるよう、生涯スポーツの普及促進を図ります。

- ① スポーツを通じた健康増進事業の推進
- ② 各種スポーツ大会等の開催支援
- ③ 各種スポーツイベントに関する情報発信の強化
- ④ スポーツ施設の適正な維持管理

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
スポーツ活動団体数	少年団 6団体 一般 10団体 (令和4年度)	少年団 6団体 一般 10団体
海洋センター施設の利用者数	7,096人 (令和3年度)	14,500人

| 第6節 | 芸術文化の振興

■ 現状と課題 ■

- 小平町では、文化に関する様々な団体やサークルが、幅広く活動しており、芸術文化の振興に大きく貢献していますが、会員の高齢化や固定化などにより、新たに文化協会に加入する団体が少ない状況となっています。
- 各公民館サークルについても、特に若年層の加入者がいないため、サークル自体の維持、存続も困難な状況になりつつあります。
- 小平町では、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するため、サポーターズクラブが主催する公演を開催するなど、町民が文化の香りに親しむ機会の拡充に取り組んでいます。
- 古くから地域に伝わる伝統文化は、長い年月をかけて作り上げられ、伝承されてきた大切な地域資源ですが、保存・伝承に不可欠な若年層が少ないことから、新たな担い手の掘り起こしが必要となっています。
- 文化財は、先人の様々な営みの中で残されてきた郷土の財産であることから、今後もその価値を維持するための適切な保存と新たな活用策が必要です。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 芸術・文化活動の推進

- ▶ 共通の話題や趣味の活動を通じ、生きがいや楽しみを持って生活していくことができる原動力となるよう取り組みを推進します。
 - ① 各種団体やサークルの育成と活動支援
 - ② 優れた芸術文化に触れる機会の提供

2 文化財の保存・活用の推進

- ▶ 先史時代からの遺跡や歴史ある文化財を後世に伝えるために必要な事業を展開します。
 - ① 重要文化財施設等の計画的な補修及び整備
 - ② 歴史的な文化財及び資料の適切な保存と活用
 - ③ 郷土芸能等の保存・伝承並びに新たな担い手の確保

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
舞台芸術鑑賞事業観覧者数	延べ0人 (令和3年度)	延べ600人
旧花田家番屋入り込み数	4,254人 (令和3年度)	7,000人
町民文化祭参加者数	275人 (令和4年度)	350人
幼児及び児童生徒芸術鑑賞事業	年間 各1回	年間 各1回

第7節 | 人材教育の強化

■ 現状と課題 ■

- 小平町では、進学や就職でふるさとを離れる若者が多く、その数は若年層を中心に顕著となっています。
- ふるさとへの愛着と誇りを育むためには、幼少期からの体験活動や文化・スポーツ活動などを通じて地域の人々と関わり合い、ふるさとを思う心や人を思いやる心を育てていく必要があります。
- 進学や就職で小平町を離れた子どもたちが、再び故郷へ戻り、身に着けた知識や経験を活かし、これからのまちづくりに貢献するといった循環を生む仕組みづくりが必要です。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 ふるさと教育の推進

- ▶ 学校教育と社会教育が一体となったふるさと教育を強化し、将来のまちづくりの担い手確保とその育成に取り組めます。
 - ① ふるさと教育関連事業の推進
 - ② 学校授業時の地域人材の活用推進
 - ③ ふるさとへの愛着と誇りを育む環境の醸成

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
ふるさと教育関連事業数	小学校 31 事業 242 回 中学校 11 事業 133 回 (令和3年度)	小学校 35 事業 250 回 中学校 15 事業 150 回

【第3章】健康で安心して住み続けられるまち

第1節 | 健康づくりの推進

■ 現状と課題 ■

- 介護や看護を受けずに自立して長生きするという「健康寿命」を延ばすためには、寝たきりなど要介護状態の主な原因である生活習慣病の予防が引き続き重要な課題です。
- 小平町でも、がん・心疾患・脳血管疾患など生活習慣に起因する疾患が主な死亡要因であり、国民健康保険財政の健全化の観点からも生活習慣病の予防が大きな課題となっています。
- 生活習慣病を防ぐには、関係機関が連携し、日常における個人の生活習慣の見直しや積極的な体力づくり、定期的な健康診断や検査、病状の適切なコントロールによる重症化の予防を図るとともに、特定健康診査受診率及び保健指導実施率の目標値達成に向けた着実な取り組みを継続していく必要があります。
- 小平町における喫煙者の割合は、北海道の平均よりも高位にあるため、喫煙者に対する継続的な禁煙指導が必要です。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 健康づくり体制の整備

- ▶ 健康寿命を延ばすための、各種検診などを通じた健康づくりに対する意識の高揚を図ります。
 - ① 特定健康診査及び各種がん検診の受診勧奨の継続
 - ② 保健指導対象者などへの支援充実
 - ③ 喫煙者に対する禁煙指導の継続実施

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
健康寿命の延伸（要介護1以下で過ごす期間）	男性 80.7 歳 女性 86.1 歳 (令和3年度)	男性 80.7 歳 女性 86.1 歳
喫煙率	男性 28.0% 女性 12.5% (令和2年度)	男性 24.4% 女性 9.4%

第2節 | 地域医療体制の確保

■ 現状と課題 ■

- 小平町の医療機関については、町立の内科診療所と歯科診療所が各2箇所あり、地域の一次医療を担っていますが、近年、地域医療のあり方が全国的な課題となっており、特に面積の広大な北海道では医師の確保が深刻な問題になっています。
- 健康への関心が高まる中、町立診療所は、町民の健康増進と福祉向上のために住民のニーズを的確に把握し、信頼される「かかりつけ医」として、今まで以上に、より良質な医療の提供が図られるよう努める必要があります。
- 町民の安心に資する地域医療を確保するため、診療所経営の健全化を図るとともに、施設及び医療機器の導入、更新についても計画的に行っていく必要があります。
- 町民に対し、安定した医療を提供するため、一次医療体制機能の継続的な整備とともに、専門性の高い二次救急医療圏域体制との安定的な連携を確保する必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 医療サービスの充実

- ▶ 最適な医療サービスを推進するため、保健・医療の環境整備と体制強化を図ります。
 - ① 第一次医療の機能充実
 - ② 第二次救急医療圏域体制の確保、充実
 - ③ 総合病院、専門病院等との医療連携の強化
 - ④ 検診・予防活動等の充実
 - ⑤ 施設の整備、医療機器の計画的な更新および導入

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
内科診療所の確保	2箇所 (令和4年度)	2箇所
歯科診療所の確保	2箇所 (令和4年度)	2箇所

第3節 | 地域福祉の推進

■ 現状と課題 ■

- 近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加や価値観の多様化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が進んでいます。
- 住みなれたまちで、町民の誰もが安心して暮らし続けるためには、町民同士がお互いの価値観や多様性を理解し合い、地域で支え、助け合える環境の整備が必要です。
- これまでボランティアや町内会活動を通じて地域福祉を支えてきた方々の高齢化が進み、次世代の新しい地域福祉の担い手の確保・育成が急務となっていることから、地域活動への現役世代の積極的な参加を促す必要があります。
- 小平町では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などが中心となって地域福祉活動を推進していますが、より一層地域での支え合い、助け合いによる仕組みの維持・強化が求められています。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 地域福祉ネットワークの充実強化

- ▶ 地域福祉を支える社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動を支援・強化します。
 - ① 社会福祉協議会の組織強化にむけた継続的な支援
 - ② 社会福祉協議会を中心とした各関係機関・ボランティア組織等との連携強化
 - ③ ボランティア組織等の育成と確保
 - ④ 民生委員・児童委員等の相談体制および相談員の活動強化

2 地域福祉の推進

- ▶ 地域福祉の理念や活動の重要性についての意識の高揚・啓発を図ります。
 - ① 町民の福祉向上に向けた啓発の強化
 - ② ボランティア活動の紹介や情報の提供
 - ③ 各種福祉資金貸付制度の周知および有効活用
 - ④ 生活困窮者等に対する生活保護制度の的確な運用

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
生活支援員の登録者数	1人 (令和4年度)	1人

第4節 | 高齢者福祉の推進

■ 現状と課題 ■

- 全国的に少子高齢化が進む中、小平町の高齢化率は40%を超え、5人に2人が65歳以上となっています。要介護認定率については18%台と近年は減少傾向にありますが、見守りが必要な高齢者は増え続けています。
- 人口減少や核家族化、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加などにより家庭内の介護人材が不足し、買い物や通院などの外出支援をはじめとする高齢者福祉や介護サービスの需要が高まることが予想されます。
- 超高齢化社会を活力のある長寿社会とし、生涯現役社会を実現していくためには、元気な高齢者の就労や趣味の活動、交流などを通じた社会参加を積極的に支援していく必要があります。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防などの支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進・強化に取り組む必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 介護予防事業と生活支援の充実

- ▶ 高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護予防事業の展開を図るとともに、地域包括ケアシステムの推進・強化に取り組めます。
 - ① 高齢者が生きがいをもてる生活の支援
 - ② 特別養護老人ホームの機能の充実
 - ③ 高齢者の生活・介護のニーズの収集と多様なサービスの充実促進
 - ④ 在宅医療・介護連携と体制整備の推進
 - ⑤ 認知症支援と権利擁護の推進
 - ⑥ 高齢者の移動交通手段と住まいのニーズ収集と支援

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
要介護認定率の低下	18.4% (令和3年度)	18.0%以下
介護予防・日常生活支援総合事業利用者数	28人/月 (令和3年度)	35人/月

第5節 | 障がい者福祉の推進

■ 現状と課題 ■

- 小平町が1987(昭和62)年12月に「福祉のまち」宣言を行ってから35年が経過し、知的障がい者福祉施設や北海道小平高等養護学校が所在する当町においては、障がいを持った方も持たない方も互いを尊重し合い、地域において自然体で暮していく姿が日常のものとなりました。
- 2013(平成25)年4月1日に施行された「障害者総合支援法」のもと、障がいを持つ人が今後も自立した生活を送ることができるよう、障がいを持った方への正しい理解を深め、一層積極的に地域社会への参加を促すと同時に、その能力が十分に発揮できるような支援の推進が重要です。
- 障がいを持った方が生きがいをもって働ける雇用・就労の場の支援や入所支援施設・就労支援施設・グループホーム等関連施設への支援に引き続き努めていくとともに、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野の連携が必要不可欠です。
- 2016(平成28)年4月1日に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がいに基づくあらゆる差別を禁止し、障がいのある方の身体的自由や表現の自由などの権利及び教育や労働などの権利の実現にむけた取り組みを、より一層強化しなければなりません。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 障がい者の地域生活支援

- ▶ 障がい者が安心して暮らせるよう、日常生活支援などの各種サービスの提供を行うとともに、障がい者の積極的な社会参加を支援します。
 - ① 障がい者の自立と社会参加の促進
 - ② 居宅介護サービスの充実
 - ③ 機能回復訓練等の充実
 - ④ 相談支援業務の充実

2 障がい者機関との連携強化

- ▶ 障がい者を支える環境づくりを推進するため、関係機関との連携強化を図ります。
 - ① 障がい者関連施設との連携強化
 - ② 障がい者団体および障がい者ボランティア組織との連携強化

3 「障害者総合支援法」に基づく適正な制度運用の促進

▶ 「障害者総合支援法」に基づき、制度の適正な運用を図ります。

- ① 各種給付事務の適正な執行
- ② 既存の入所支援施設・就労支援施設に対する支援
- ③ 居住場所の充実のための社会福祉法人等の事業拡大の支援
- ④ 障がい者雇用の推進
- ⑤ 障がい者虐待防止対策の強化

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
地域生活支援拠点施設等の整備	0箇所 (令和4年度)	1箇所

第6節 | 社会保障制度の充実

■ 現状と課題 ■

- 国民健康保険は国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と住民の健康増進に極めて重要な役割を担っており、安定的な財政運営や効率的な事業を確保するため、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営に中心的な役割を担っています。
- 市町村は、地域住民との身近な関係において、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収や医療に関する相談・指導等の保健活動の取組強化や早期治療のための特定健診等の奨励、後発医薬品の普及のほか、医療費の適正化対策を推進して、引続き国民健康保険事業の安定した運営を行っていきます。また、令和12年度の国民健康保険税率の全道統一化に向け、財政の健全化や資産割の廃止などを検討・実施していきます。
- 介護保険事業は、高齢化の進行によるサービス需要の増加や、保険料が上昇していくと予想されますが、サービスの安定給付を図るため、介護認定を適正・効率的に行うとともに、制度のしくみ、保険料の納付について正しく理解をしてもらえるよう努めていく必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、都道府県単位で運営されていることから、将来にわたり医療制度が持続可能なものとなるよう他の市町村や道とも連携し、適正に運営されるよう協力しながら進める必要があります。
- 国民年金は、社会保障制度の基盤であり、老後の生活を経済的に支える大切なものですが、景気の低迷や産業、就業構造の変化、少子高齢化の進行などにより、加入者は、国民年金制度の将来に対して不安感をもっています。
- 国民年金は、社会的な世代間扶助のしくみへの参加であることから、今後も国民年金制度の重要性を正しく理解してもらうための啓発活動に努め、各種手続きの相談業務等の充実を図っていく必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 国民健康保険事業の適正な運用

- ▶ 制度周知による理解を深めるとともに、保険税の収納率向上と併せ、事業の適正な運用を図ります。
 - ① 国民健康保険制度への正しい理解のための周知
 - ② 各種検診の適正な実施
 - ③ 特定健康診査および特定保健指導の実施
 - ④ 早期治療、適正受診による重大疾病への移行防止
 - ⑤ 医療費の適正化対策、及び後発医薬品普及対策の実施による医療費の抑制
 - ⑥ レセプト点検体制の充実
 - ⑦ 保険税収納対策の推進

2 介護保険事業の適正な運用

▶ 制度周知による理解を深めるとともに、保険料の収納率向上と併せ、事業の適正な運用を図ります。

- ① 介護保険制度の重要性の啓発
- ② 介護認定事務の適正かつ効率的実施の推進
- ③ 保険料収納対策の推進

3 後期高齢者医療制度の適正な運用

▶ 制度周知による理解を深めるとともに、保険料の収納率向上と併せ、事業の適正な運用を図ります。

- ① 資格管理と医療給付に関する事務の執行
- ② 保険料収納対策の推進

4 国民年金制度の周知・啓発

▶ 国民年金制度に対する不安感を払拭するため、制度に対する正しい理解を得るための周知・啓発を継続して行います。

- ① 国民年金制度の重要性の啓発
- ② 各種手続きの執行と相談業務の推進

【第4章】安全で快適に住み続けられるまち

第1節 | 生活インフラ整備の促進

■ 現状と課題 ■

- 小平町では、国道及び道道の強靱化、整備促進に関する継続的な要望活動を行っているほか、町道の計画的な整備や維持管理、橋梁の長寿命化、冬季間の除排雪、また、上下水道施設の維持整備など、住民生活を支える社会基盤の整備を着実に進めています。
- 本町の町道は、令和4年度で314路線（1・2級町道35路線、その他町道279路線）、総延長180kmとなっております。
 今後は、整備済みの道路に関しても、道路・橋梁の老朽化が進み、かつ、今後その量が増加することが見込まれることから、計画的な補修等により、道路機能の長寿命化を図る必要があります。
 また、冬期間の快適な道路利用を図るため、効率的な除排雪の実施など適切な維持管理が今後も必要となっております。
 町道は住民生活に欠かせない路線であり、経年劣化による舗装の補修を計画的に進める必要があります。
- 除雪業務の課題として、除雪機械の老朽化のほか、除雪業務を請け負っている事業者の人材不足やオペレーターの高齢化が挙げられます。
 冬期間の円滑で安全な交通確保のためには、除排雪の実施、除雪機械の更新、交差点のすべり止めとして焼き砂の散布による安全対策が必要となります。
- 本町の河川は、2級河川が2河川、普通河川が64河川となっております。
 普通河川については流下物や堆積物の除去などによる流下断面確保や河川敷内の伐木等、河川管理が求められております。
- 下水道の施設は、供用開始から20年以上が経過し、施設の老朽化が懸念されるため、平成29年度に策定した下水道ストックマネジメント(*1)基本計画に基づき、令和2年度より小平地区の施設から更新を進めていますが、鬼鹿地区においても、同様の施設があることから、事業費を平準化し計画的な更新を行っていく必要があります。
- 水道の施設は、供用開始から40年以上が経過しており、施設及び設備等の老朽化が著しいことから、施設の機能を停止することなく水道水を供給するため、水道施設更新基本計画に基づき、令和3年度より町内2箇所の浄水場を統合し、新しい浄水場を整備していますが、同時期に下水道施設の更新もあるため、事業費を平準化し計画的に行っていく必要があります。
- 将来に渡って持続可能な経営を実現するため、下水道事業に企業会計を導入し、経営の見える化により経営基盤を強化する必要があります。
- 情報化社会の進展に伴うインターネットなどの情報通信環境は、今や日常生活をはじめ、経済・産業活動など、様々な分野において欠かせないものとなっております。令和4年3月に、これまで光ファイバーが未整備だった地域に高速・大容量無線局の前提となる光ファイバー網の整備が完了したため、今後は国が勧めるDX(*2)事業を推進していく必要があります。

*1 スtockマネジメント：構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化によるライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。

*2 DX(デジタルトランスフォーメーション)：情報技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを言う。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 生活道路網の整備促進と維持管理

▶ 町民の安心安全な生活に資するよう、国道及び道道の整備促進等にかかる継続的な要請及び町道の計画的な維持修繕並びに橋梁の長寿命化を進めます。

- ① 一般国道232号強靱化対策の着実な実施に向けた継続要請
- ② 道道苫前小平線の実施に向けた研究及び継続要請
- ③ 道道小平幌加内線整備促進等の継続要請
- ④ 道道大楸線・道道田代港町線道路改良等の継続要請
- ⑤ 町道における道路改良等の整備及び維持管理の継続
- ⑥ 国道及び道道並びに町道の橋梁架け替え・長寿命化修繕事業の実施
- ⑦ 効率的な除排雪の実施及び計画的な除雪機械の更新

2 上下水道施設の計画的な更新と維持管理

▶ 水道水の安定供給並びに適切な排水処理による清潔で快適な生活環境を維持するため、上下水道施設の計画的な更新及び維持管理に努めます。

- ① 下水道ストックマネジメント基本計画に基づく計画的な老朽化施設の更新
- ② 水道施設更新基本計画に基づく計画的な老朽化施設の更新
- ③ 企業会計の導入による下水道事業の経営基盤の強化

3 多様なニーズに対応した情報通信基盤整備の推進

▶ 地域内の情報格差を解消するため、情報通信基盤の整備促進に向けた働きかけを行います。

- ① 光回線を活用したDX事業の推進
- ② 個人情報漏洩防止のための情報セキュリティ対策の強化

4 町内河川の維持管理

▶ 町民の安心安全な生活に資するよう、2級河川の維持管理等にかかる継続的な要請及び普通河川の計画的な維持管理を進めます。

- ① 流下断面確保や河川敷内伐木等による河川管理の継続

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
橋梁長寿命化修繕橋梁数	19箇所 (令和4年度)	29箇所
有収率(水道)	78.9% (令和3年度)	現状値より増
公共Wi-Fi環境の整備箇所数	4箇所 (令和4年度)	5箇所

第2節 | 住環境整備の促進

■ 現状と課題 ■

- 小平町の公営住宅は、全管理戸数328戸のうち、111戸が耐用年数を超えているほか、244戸が耐用年数の2分の1を超過している状況にあります。
- 今後、早期の建替えや計画的な修繕、改善により、公営住宅等の長寿命化を図り、安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、小平町公営住宅等長寿命化計画に基づき、将来の需要等を踏まえた効率的で効果的なストックマネジメントを進めていく必要があります。
- 人口減少が進行する中、今後も増加が懸念される空き家等の対策については、防災・防犯・環境衛生の観点から、町内に点在する空き家等の実態を把握し、その利活用や除却等について、空家等対策計画を策定し、適切に対応する必要があります。
- 住宅の新築や改修に係る費用の助成事業を継続し、住環境の一層の向上を図るとともに、町内定住を促すための取り組みを進める必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 公営住宅の長寿命化及び適正管理の促進

- ▶ 小平町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町民が快適に暮らすことができるよう、公営住宅の適正な管理を進めます。
 - ① 公営住宅の計画的な更新及び改修事業（第二旭団地より順次）

2 住環境整備の促進

- ▶ 町内定住を促すための各種事業を展開し、町民の住環境向上を図ります。
 - ① 住宅新築等助成事業
 - ② 住環境整備費助成事業

3 空き家対策の促進

- ▶ 町内の空き家状況を把握し、所有者等に対し適切な利活用や解体など、周辺環境が悪化しないよう適切な管理等を求めため空き家等対策を推進する。
 - ① 空家等対策計画の策定

第3節 | 環境衛生対策の推進

■ 現状と課題 ■

- 小平町のごみ処理は、現在、留萌南部衛生組合による広域連携の中で、一般廃棄物処理計画に基づき、計画的な処理が行われていますが、今後も構成市町の連携協議のもと、施設等の適正な維持管理に努める必要があります。
- 人口減少等の影響により、ごみの処理量は減少傾向にありますが、一層のごみ減量化を進めるため、排出ルール徹底など、町民への啓発活動に取り組むとともに、高齢者や障がい者等の世帯における分別排出が難しい世帯に対しても、分別排出の支援を継続する必要があります。
- ごみの不法投棄は、パトロールなどの対策を施しても減少する傾向にないことから、今後もパトロールを継続し、関係機関との連携を図りながら、不法投棄の抑止、防止の啓発活動に取り組む必要があります。
- 小平町の緑豊かで美しい自然を守り、次代へ引き継ぐため、町内会及び各団体の協力による一斉清掃の実施や海岸清掃などの環境美化運動を推進し、自然環境の保全及び地球温暖化防止につながる取り組みを継続的に続けていく必要があります。
- 公共下水道は、計画区域全ての整備が完了し、水洗化率は82%台となっており年々増加していますが、今後も公衆衛生の向上や健康的で快適な生活環境づくりのために水洗化の普及促進に取り組むとともに、合併処理浄化槽の設置についても、河川や海の水質保全を図る観点から、今後も計画的な整備事業の促進を図る必要があります。
- 小平町のし尿収集は、一般廃棄物収集運搬許可業者が実施しており、し尿の処理については、留萌南部衛生組合に加入して行っていますが、施設の老朽化や公共下水道の普及による搬入量の減少など、今後は施設のあり方を含め検討を進めていく必要があります。
- 町有墓地については、町民の需要に対応可能な状況と考えられますが、今後は墓地使用者の高齢化や町外への転出などにより、返還される区画が増えることが予測されるため、町有墓地の有効な活用と周辺環境の整備に努める必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 ごみ減量化対策の推進

- ▶ ごみの適正な収集・処理に向け、分別排出の徹底、ごみの減量・リサイクル化を一層推進します。
 - ① 留萌南部衛生組合施設の計画的整備と安定運営の推進
 - ② ごみの分別排出の周知徹底
 - ③ 一般廃棄物分別処理事業の推進
 - ④ 不法投棄防止啓発看板の設置及びパトロール強化

2 環境保全対策の推進

▶ 豊かな自然環境を、まちの大切な財産として次代に引き継ぐため、また、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた省エネや二酸化炭素削減等の環境保全意識の高揚・啓発を推進します。

- ① 環境保全活動の推進
- ② 公共下水道の普及促進
- ③ 合併処理浄化槽の普及啓発
- ④ 地球温暖化防止に関する施策の取り組み強化
- ⑤ し尿処理施設の安定的な稼働の確保
- ⑥ 町有墓地施設の適正管理の推進

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
町民一人あたりごみの年間排出量	271kg (令和3年度)	現状値より減
公共下水道水洗化率	82.0% (令和3年度)	現状値より増
合併処理浄化槽設置数	1基 (令和3年度)	現状値より増

第4節 | 消防・防災体制の強化

■ 現状と課題 ■

- 小平町の消防組織は、留萌消防組合小平消防署が行う常備消防と、小平消防団（小平・鬼鹿分団で構成）による非常備消防で構成されており、火災や救急救助及び自然災害等に備えた消防・防災体制を整えています。
- 消防団については、火災をはじめ、災害発生時に大きな役割を担っていますが、今後、団員の高齢が進むことから、団員数を安定的に確保していくことが重要な課題となっています。
- 現在配備されている消防車両や資機材、また消防署庁舎をはじめとする各種の消防施設は、消耗や老朽化が著しいことから、町民の生命と財産を守る拠点施設、設備等の計画的な更新及び改修等が必要となっています。
- 近年、大型の台風や大雨、それに伴う河川の氾濫、また巨大地震や火山の噴火など、自然災害の発生による被害が全国で頻発しており、小平町においても、津波や水害、土砂災害など、様々な災害が想定されることから、地域防災計画や津波避難計画、ハザードマップなどにより、防災対策の強化を進めているほか、大規模な災害時に備え、関係機関との各種協定締結や協力体制の確立及び備蓄品の整備にも取り組んでいます。
- 住民の自助・共助が、災害による被害を最小限に抑えられるという観点から、今後は地域が中心となった防災体制の確立が求められます。
- 北朝鮮による弾道ミサイル発射など武力攻撃事態等において、その脅威が高まりつつあることから、町民を的確かつ迅速に保護するため、小平町国民保護計画(*)に基づき、有事の際の防災行政無線による情報伝達手段の多様化や個別受信機などの整備も検討するとともに、関係機関との連携強化を図る必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 消防・救急業務の充実強化

- ▶ 町民にとって欠くことのできない消防・救急体制を強化するため、消防車両や資機材、消防施設等の計画的な更新・整備を進めるとともに、消防団を含めた地域防災体制の充実強化を図ります。
 - ① 消防車両や資機材、消防署庁舎等の計画的な更新及び改修
 - ② 消防団員の確保に向けた啓発活動及び訓練を通じた団員の資質向上
 - ③ 多種多様化する火災・救急救助・自然災害等に対応した消防職員の技術向上

* 小平町国民保護計画：国民保護法に基づき、外国から武力攻撃を受けた場合の国民の避難、救護等について定める計画。

2 地域防災体制の強化

▶ 各種災害への対策や対応を定めた地域防災計画を基本に、関連する計画及びマニュアル等により、小平町における防災対策の強化に努めます。

- ① 各種災害に備えた防災体制の強化
- ② 防災行政無線の多様化及び個別受信機の整備
- ③ 地域防災力向上に向けた自主防災組織の設立促進
- ④ 小平町国民保護計画に基づく適切な対応

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
消防団員の確保	102人 (令和4年度)	105人
住宅用火災警報器の普及率維持	96.5% (令和4年度)	96.5%
自主防災組織の設立数	38団体 (令和4年度)	38団体
防災用個別受信機の配備	0世帯 (令和4年度)	配備を希望する 全世帯

第5節 | 防犯体制・交通安全対策の強化

■ 現状と課題 ■

- 小平町内においては、凶悪な犯罪は発生していないものの、高齢者等を狙った架空請求詐欺や振り込め詐欺などの特殊詐欺事案の発生が懸念されることから、これらの犯罪を未然に防ぎ、町民の安心安全な生活を守るため、地域が一体となった防犯体制を確立する必要があります。
- 小平町では、大小の交通事故発生はあるものの、平成25年度以降の事故発生件数や死傷者数は減少傾向にあります。このため、今後も地域、家庭、学校、企業などと連携した交通安全運動や交通安全対策に取り組むとともに、近年、全国的にも高齢者が関係する交通事故の割合が増加傾向にあり、社会問題化していることから、高齢者が交通事故の加害者や被害者とならないための取り組みや対策が必要です。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 地域防犯体制の強化

- ▶ 町民を犯罪から守るため、防犯関係機関及び団体との連携による地域ぐるみの防犯体制強化を図ります。
 - ① 関係機関、団体等との連携による地域防犯体制の強化
 - ② 防犯に関する情報発信と町民意識の啓発
 - ③ 防犯灯 LED 化の推進
 - ④ 多様化・複雑化する消費者被害やトラブルに対する相談体制の強化

2 交通安全対策の強化

- ▶ 小平町内における交通事故を防ぐため、交通安全意識の高揚を図るとともに、警察や交通安全協会及び交通安全推進協議会等との連携を強化します。
 - ① 関係機関、団体等との連携による交通安全対策の強化
 - ② 交通安全意識高揚のための広報及び啓発活動の充実
 - ③ 交通安全施設の適正な維持管理

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
防犯灯のLED化数	260灯 (令和3年度)	270灯
交通事故死亡者数	1人 (令和3年度)	0人
交通指導員の啓発活動(延べ人数)	124人 (令和3年度)	200人
町民等街頭啓発活動(述べ人数)	558人 (令和3年度)	550人

第6節 | 地域公共交通の維持・確保

■ 現状と課題 ■

- 小平町内の公共交通体系は、路線バス及びタクシー並びにデマンドバスで構成されており、通勤や通学、通院、買い物などの幅広い面において、町民の貴重な移動手段としての役割を担っています。
- 高齢者等の移動手段として、公共交通の維持・確保は必要不可欠と考えられる一方、公共交通の利用は低迷しており、運行事業者の経営努力と行政の支援により、路線を維持している状況にあります。
- 2014(平成26)年10月から、達布地区と小平市街地間において、利便性の高いデマンドバスを運行していますが、今後も運行を継続していくためには、乗合率の向上と利用者の拡大に向けた取り組みが必要となっています。
- 今後、高齢化の進行に伴い、公共交通のニーズがさらに高まることが予想されることから、日常生活を営む上で欠くことのできない公共交通体系を将来にわたり維持・確保するとともに、自家用車などの移動手段を持たない交通弱者対策を進める必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 持続可能な地域公共交通の確立

- ▶ 日常生活を営む上で欠くことのできない公共交通体系を将来にわたり維持・確保するための取り組みを進めます。
 - ① 生活交通路線維持等事業の推進
 - ② 生活路線バス車両更新の支援
 - ③ デマンドバスの利便性向上と利用促進対策の推進（高齢者等移動手段の確保等）

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
デマンドバスの年間利用者数	8,462人 (令和3年度)	8,500人

第7節 | 計画的な土地利用の推進

■ 現状と課題 ■

- 小平町における土地利用については、これまでも総合計画で示してきた基本方向に基づき、公共の福祉、自然環境の保全、土地が持つ社会的、経済的、文化的な諸条件に十分配慮しながら利用を進めてきました。
- 今後も、これまでの基本方向を踏襲し、均衡のとれた計画的な土地利用を推進しますが、同時に、高齢化、人口減少の進行に伴う集落の維持などを踏まえた町全体の新たな土地利用の方向性についても検討していく必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 市街地地域の土地利用

- ▶ 計画的な土地利用に基づく市街地地域の形成を図ります。
 - ① 良好な居住環境に配慮した用地の確保
 - ② 商工業を振興、促進する利便性の高い用地の確保及び斡旋

2 農業振興地域の土地利用

- ▶ 計画的な土地利用に基づく農業振興地域の形成を図ります。
 - ① 農地法等の適正な運用による優良農地の確保及び保全
 - ② 農地流動化の促進による農地の集約化、高度利用の推進

3 森林地域の土地利用

- ▶ 計画的な土地利用に基づく森林地域の形成を図ります。
 - ① 森林整備計画に基づく森林の保全及び造林事業の推進
 - ② 森林の木材生産機能と公益的機能の維持、向上

4 環境保全地域の土地利用

- ▶ 計画的な土地利用に基づく環境保全地域の形成を図ります。
 - ① 原始性豊かな自然環境の保全
 - ② 海岸の浸食防止と海岸保全施設等の整備促進

第8節 | 移住・定住対策の促進

■ 現状と課題 ■

- 日本の総人口は、将来的に世界でも稀に見る減少が見込まれる中、小平町においても人口減少の幅を少しでも緩やかにし、人口構成の再生を目指すためには、若年層を中心とした移住・定住対策の促進を図る必要があります。
- 小平町ではこれまでに、移住・定住の促進を図るため、住宅の取得や改修及び環境整備に関する支援や、乳幼児等の医療費無償化、幼稚園等の保育料無償化などの子育てに関する支援に取り組んできましたが、いま一つ、移住・定住が進まない状況にあり、その対策が求められています。
- 今後は、従前からの取り組みをより広く周知するとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への人の流れを生み出すため、町におけるテレワーク、ワーケーションの誘致等も考慮し、移住体験用住宅を活用した「ちょっと暮らし」などの取り組みを展開しながら、移住・定住につなげていく対策を進める必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 移住・定住に関する情報発信

- ▶ まちの魅力や移住・定住に関する取り組みなどの効果的な情報発信に努めます。
 - ① 移住・定住へのきっかけにつながるきめ細かな情報発信

2 移住・定住につながる取り組みの推進

- ▶ 移住・定住を促進するため、短期間滞在の「ちょっと暮らし」を体験できる環境の整備やプログラム等の構築に取り組みます。
 - ① 「ちょっと暮らし」の環境づくり
 - ② 体験プログラムの構築
 - ③ 地域おこし協力隊の募集並びに活動支援
 - ④ 移住体験用住宅の利用促進

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
移住世帯数	1世帯 (令和4年度)	2世帯
移住体験用住宅利用者数	6人 (令和4年度)	5人

【第5章】まちの魅力を高める共創のまち

第1節 | 協働のまちづくりの推進

■ 現状と課題 ■

- まちづくりを町民とともに考え、実践していく「協働」は、行政経営の基本的な考えのひとつです。
- こうした考えのもと、小平町では従来から、町民と行政とが相互の信頼と理解に基づくパートナーシップを築き、地域の課題や行政的課題を共有化するとともに、多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、互いに協力し、補い合い、支え合う中で、活力に満ちた地域社会の実現を目指してきました。
- 協働のまちづくりをさらに体現化していくためには、町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協力してまちづくりに取り組むことにより、より住みやすく、より良いまちの共創に結びつきます。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 多様な協働機会づくりの推進

- ▶ 多様な町民との協働機会の創出、拡大を図るため、広報誌やホームページなどを活用した情報発信に努めます。
 - ① 広報誌やホームページなどによる情報発信の強化
 - ② 文化行事、スポーツ大会等における協働の推進
 - ③ 協働の体制づくりの推進
 - ④ 協働型まちづくり事業の企画及び実施

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
町民と行政との協働事業数	0事業 (令和4年度)	2事業

第2節 | 地域コミュニティ活動の推進

■ 現状と課題 ■

- 小平町における地域コミュニティ活動の主体となる町内会組織は、現在、35団体となっており、それぞれが清掃活動や防犯活動などの多面にわたる自主的な活動を行っています。
- 小平町では、地域の自主的なコミュニティ活動を支援するため、平成23年度から地区情報連絡員制度を導入し、地域の要望や意見、また現状把握などを行いながら、情報の共有に努めていますが、地域によっては、高齢化や住民の減少に伴い、将来的に町内会組織の維持・存続が困難になることが危惧される地域もあります。
- 現在、一部の町内会では、地域の核となる人材の不足や町内会役員の固定化及び慢性的な会員不足、また組織自体の将来のあり方など、多くの課題を抱えていることから、地域の連帯感と自主・自立性を高めるコミュニティ活動の活性化を促進するための対策や支援が求められています。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 地域コミュニティ活動の支援

- ▶ 町内会組織の維持・存続及び主体的な活動を支援するための財政的な支援を行います。
 - ① 町内会活動助成金交付による財政支援
 - ② 地区情報連絡員制度の周知及び利用の拡大
 - ③ 各地区集会所等の計画的な修繕及び維持管理

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
地区情報連絡員数	35地区22人 (令和4年度)	35地区22人

第3節 | 男女共同参画の促進

■ 現状と課題 ■

- 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を負うべき社会」のことをいいます。
- 小平町においては、2016(平成28)年3月に策定した「小平町男女共同参画計画」に基づき、DV(ドメスティックバイオレンス)に対する相談・支援体制の充実やセクシャル・ハラスメント防止対策の推進、また、女性リーダーの育成や審議会等における女性委員登用などの取り組みを促進し、男女が互いに思いやりをもって支えあうまちづくりに努めていますが、男女共同参画社会の実現は、男女の意識改革によるところが大きいいため、家庭や学校、職場など、それぞれの環境に応じた普及啓発が必要です。
- 同様に、人権尊重の推進についても、一人ひとりの人権が尊重された社会の大切さを理解してもらうため、人権擁護委員や学校等と連携を図り、継続的な人権教育に取り組むことが必要です。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 男女共同参画意識の醸成

- ▶ 男女が互いに尊重し、ともに個性や能力を発揮できるよう、幅広い分野への情報発信や意識啓発を推進するとともに、教育及び学習機会の充実を図ります。
 - ① 男女共同参画意識の啓発
 - ② 男女の意識改革の促進
 - ③ 人権擁護活動の推進
 - ④ DV根絶のための意識啓発及び相談・支援体制の充実

2 男女間の実質的な機会の平等促進

- ▶ 男女間における実質的な参画機会の平等を担保するため、あらゆる分野での女性の参画拡大や活躍を応援します。
 - ① 職場等における男女共同参画の促進
 - ② ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ③ セクシャル・ハラスメント防止対策の推進
 - ④ 審議会等委員への女性の参画促進及び女性リーダーの育成

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
審議会等委員への女性登用率	13.6% (令和3年度)	30.0%

第4節 | 安定的な行財政運営の確立

■ 現状と課題 ■

- 小平町の財政状況は、人口規模、歳入規模に見合った歳出構造となるよう財政規律を堅持する中で健全財政を保ってきましたが、中長期的な観点では、高齢化の進行や人口減少などの影響から、歳入面においては、貴重な自主財源である町税の減収、歳出面では社会保障給付費などの増加が想定されることから、今後も引き続き、町税の収納率向上や経常経費の削減などに務め、財政運営の健全化を推進する必要があります。
- 小平町はこれまで、職員数の適正管理や電算処理システムの共同化を図るなど、行財政事務事業の簡素効率化を進めてきましたが、一方で行政需要は年々増加してきており、限られた職員で増大する業務や高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応していかなければならないことから、組織の見直しや事務量に応じた職員配置などを行うとともに、継続的な職員研修や人事評価制度を実施する中で、職員一人ひとりが公務員としての高い倫理性や経営感覚を身に付け、山積する課題に対する解決能力や職務能力の向上に一層取り組む必要があります。

■ 施策の主な取り組み及び事業 ■

1 効率的で安定的な行財政運営

▶ 持続可能で安定的な行財政運営を推進するため、自主財源の確保や経常経費の削減に努めるとともに、簡素で効率的な行政組織の確立を図ります。

- ① 新公会計制度による財政状況の開示と安定的な財政運営の推進
- ② 公共施設等総合管理計画の推進
- ③ 町税、ふるさと納税等による自主財源の安定確保
- ④ 計画的な職員採用による適正な職員定数の管理
- ⑤ 時代の変化に即した組織機構の見直し
- ⑥ 職務能力向上のための効果的な職員研修の実施

■ 成果指標 ■

指標項目	現状値	目標値 (令和9年度)
経常収支比率	77.4% (令和3年度決算)	74.0%
実質公債費比率	9.6% (令和3年度決算)	11.0%
町税収納率(現年)	99.53% (令和3年度決算)	99.53%

【 町 民 憲 章 】

わたくしたちは、雄大な日本海と、緑豊かな自然につつまれた小平町の町民です。

わたくしたちは、先人の偉業に感謝し、たくましい開拓精神をうけつぎ、このまちの町民であることを誇りとします。

わたくしたちは、たがいのしあわせをねがい、住みよい豊かなまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 1 元気ではたらき 伸びゆく豊かなまちにしましょう
- 1 みんなで助けあい 親切であたたかいまちにしましょう
- 1 きまりを守り 力をあわせて明るいまちにしましょう
- 1 文化をたかめ 心豊かな楽しいまちにしましょう
- 1 海も緑も美しい きれいな住みよいまちにしましょう

(昭和53年7月1日制定)

|| 福祉のまち宣言の決議 ||

小平町は開拓以来厳しい風雪に堪え、父祖先人のたゆまぬ努力と、たくましい開拓精神により、恵まれた自然環境の中で二世紀への道しるべとして制定された町民憲章の精神を生かし、町民とともに考え、町民とともに歩み、町民が等しく生きる喜びを感じ得る、健康で文化的な、明るく住みよいまちづくり実現のために、たゆまぬ努力を重ねてきたところであります。

しかしながら、今日の厳しい経済社会、産業構造の著しい変化や、住民意識の多様化、また、一段と押し寄せる高齢化社会の進展に伴い、本町を取り巻く広域的な諸情勢の変動、更には生活の場の調和など、今後のまちづくりに多くの課題が提起されている。

したがって、時代に即応した小平町の新しい計画を樹立して、本町における内外の特性をふまえ、豊かな人間性と今日の町において要求されている福祉の問題や、生活の快適さを満たした豊かな地域社会の建設のため、「海と太陽と緑の里福祉のまち おびら」を指標として、未来は予測されるものではなく、創造するものであるという基本理念をもって、町民憲章ののっとり、健康で生活に不安のない秩序ある住みよい地域社会を建設し、生きがいのあるまちの実現に努めるためここに全町民とともに、小平町は「福祉のまち」を宣言することを決議する。

昭和六十二年十二月十日

第6次小平町総合計画

後期基本計画

令和5年3月策定

発行／小平町 | 〒078-3392 北海道留萌郡小平町字小平町 216 番地
TEL 0164-56-2111 (代表)
URL <http://www.town.obira.hokkaido.jp/>



小平町